

令和元年度 第2回川口市産業労働行政審議会会議録

日 時 令和元年9月26日(木)

開 会 午後3時30分

閉 会 午後4時30分

場 所 本庁舎 2階 第3会議室

出席者(委員)

富田 英雄	前島 末男	布施 富美子
伊藤 健	白根 幸男	吉田 優
本田 利博	藤田 義治	田中 宣充
矢野 妙子	中原 三奈子	青木 祥禎
長沢 英俊	鵜飼 知哉	

(事務局) 野崎経済部長
上野産業労働政策課長
鹿岡経営支援課長
横野産業振興課長
倉川産業労働政策課政策係長
池沢産業労働政策課産業創出係長
狩野経営支援課経営支援係長
川村経営支援課雇用支援係長
山縣産業振興課工業振興係長
高橋産業振興課商業観光係長
皆川産業労働政策課政策係

会議録署名委員 吉田 優

	(開会)	15:30
事務局	出席委員の報告	
議長	会議録の署名人指名 議題 (1) 地域貢献事業者の選考について 川口市地域貢献事業者選考部会の選考結果の概要について、部会長に報告をお願いします。	
部会長	8月22日に川口市地域貢献事業者選考部会を開催し、新規事業者6件及び更新事業者25件の申請事業者について、審査を行った。審査に際して、川口市職員の実地調査に基づく地域貢献活動の報告書、及び中小企業診断士による経営診断の報告書が提出された。事務局から申請の条件及び報告書の内容の説明を受け、選考部会として新規事業者6件の申請者のいずれも認定の基準を満たしていると判断した。また、更新事業者25件については、10月31日をもって認定期間である2年を迎えるが、こちらも認定の基準を満たしていると判断した。よって、出席部会員の全会一致により31申請者全てを認定事業者として選考し、川口市産業労働行政審議会に推薦することに決定した。 なお、審査報告書の内容については、事務局より報告をお願いします。	
事務局	(議題 (1) について新規事業者6件、更新事業者25件の審査報告書の内容を説明する。)	
委員	地域貢献認定事業者は全部で何事業者いるのか。	
事務局	今まで48事業者で、今回の認定を加えると54事業者となる。	
議長	新規事業者6件、更新事業者25件について、市長に川口市地域貢献認定事業者として妥当である旨を答申したいが、委員の方々はどうか。	
委員	全委員31事業所の答申を了承。	
議長	続いて、報告事項 (1) 川口市市産品フェア 2019 の開催について、事務局から説明を求める。	
事務局	(報告事項 (1) について、資料に基づき内容を説明する。)	
委員	駐車場はどこになるのか。	

事務局	<p>来場者用の駐車場はSKIPシティB街区に、出展者用はオートレース場の駐車場を3か所用意している。</p>
議長	<p>続いて、その他（1）働き方改革の取り組みについて、事務局から説明を求める。</p>
事務局	<p>（その他（1）について、資料に基づき内容を説明し、勤労者を代表する委員2名に取組内容や会社への要望について話をさせていただく。）</p>
委員	<p>当社では労働協約の改定を毎年9月に行っている。これは、労働協約で変更してもらいたい点を会社に要望し、団体交渉を行い、会社側が変更点を新しい労働協約に盛り込んでいる。4月から働き方改革関連法が施行されるにあたり、昨年9月に労働協約の改定の手続きを行った。内容としては、36協定は守られているし、時間外労働の上限規制について、月45時間、年360時間はすでにクリアしているので、昨年の改定では盛り込んでいない。</p> <p>年次有給休暇の確実な取得については、年休の取得率80%だが職場ごとで異なっているため年5日以上年次有給休暇を取得することと労働協約の改定に盛り込んでいる。</p> <p>正社員と非正規社員の間不合理な待遇差については、労働条件は、細かいところでは差はあるがほとんど同じであるため、労働協約には盛り込んでいない。</p> <p>本年の労働協約の改定で育児・介護休業について盛り込んだ。子どもの看護休暇については、小学校就学前までは、1年につき5日、2人以上は10日となっているが、それを上回る要求をしたところ、当社としては、中学校就学前までの子どもを適用範囲として、会社側と交渉し了解を得た。また、男性の育児参加も推進していきたい。</p>
委員	<p>当社では、年次有給休暇について、5日取得できるよう1年間の休日カレンダーを作成した。これにより、全社員年次有給休暇をとれるようになったが、中には業務の関係等で取れない社員もいるのでその場合は、上司と面談して別の日を選定している。</p> <p>時間外労働の上限規制については、会社で働き方改革のプロジェクトチームを作った。労働組合と会社で36協定を結び、今回の法律では月45時間、年360時間とあるが、当社では労働組合の協約で、月41時間、年240時間で進めている。その中で、実際の労働時間のデータと時間外労働の時間に違いが見られた。残業申請とタイムカードとの勤務時間数に差があり、現在その理由を調べているが、本人がしっかり仕事をしているのであれば、残業時間を申請してもらおうよう、労働組合としては改善していくようにしている。会社の中で年次有給休暇、時間外勤務について、1~2割の社員は、なかなか年次有給休暇がとれなかったり、時間外勤務も多く、その差が大きいのも当社の課題である。労働組合から年次有給休暇をとるように、時間外勤務を少なくするように伝えても、簡単に変わるものではなく、やはりトップダウン、社長から話をってもらうことが大事と考えている。今後は一人ひとりの原因を調べて人員が少なくても時間外勤務が多くなっているのか、本人の問題なのかをしっかりと精査していきたい。</p>

	<p>正社員と非正規社員の間不合理な待遇差について、当社では、手当の部分で差があり、正社員は食費手当があるが再雇用、非正規社員にはないのが現状である。今後は差をなくすために労働組合と会社側で交渉していきたい。</p>
議長	<p>働き方改革について取り組んでいることなど何かあるか。</p>
委員	<p>建設業のため代休の取得が難しい業種であるが、なるべく取得してもらうように、社員とコミュニケーションを図りながら取り組んでいる。</p>
委員	<p>中小企業の定義について教えてほしい。</p>
事務局	<p>中小企業基本法に記載されているが、製造業については資本金3億円以下、従業員300人以下、卸売業については資本金1億円以下、従業員100人以下、サービス業については資本金5,000万円以下、従業員100人以下、小売業については資本金5,000万円以下、従業員50人以下となっており、業種によって異なる。</p>
委員	<p>有給休暇の取り方について、就業規則では、通常は前日に上司に連絡して取得するとなっているが、当日連絡して休暇を取得する従業員がいるが可能なのか。</p>
事務局	<p>基本的に、休みが取れる状態にあることがポイントとなる。規則の範囲内ということであれば、可能である。</p>
委員	<p>時間外労働の上限規制について、病院も該当するのか。</p>
事務局	<p>上限規制の適用が猶予、除外となる業種もある。医師や、自動車の運転業務などは5年間猶予期間となっている。</p>
	<p>(閉会) 16 : 30</p>
	<p>以上のとおり会議の顛末を証し、ここに署名捺印する。</p>
	<p>令和元年 月 日</p>

会 長

印

会議録署名委員

印